

●香川県告示第32号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所管理課において縦覧に供する。

令和7年2月18日

香川県知事 池 田 豊 人

次に掲げる地番の土地（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地 番
桃山	仲多度郡	多度津町	本通三丁目		甲880番1、甲881番1

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所管理課に備え置いて縦覧に供する。）